

申告書提出時のマイナンバーの記入・本人確認書類について

○申告書の提出の際、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。また、なりすましなどの不正防止のために「本人確認」を行います。本人確認は、正しいマイナンバーであることを確認する「番号確認」と、申告者がマイナンバーの正しい持ち主であることを確認する「身元確認」があります。

1. 本人が申告書を提出する場合（郵送の時は写しを同封してください）

(1) マイナンバーカードをお持ちの方（マイナンバーカードだけで番号確認と身元確認が可能）

裏面



表面



(2) マイナンバーカードをお持ちでない方（番号確認と本人確認書類が必要）

番号確認書類	+	本人確認書類
<p>【次の書類から1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの通知カード <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">通知カード</p> <p style="font-size: x-small;">個人番号 1234 5678 9012 氏名 花子</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号</p> <p style="font-size: x-small;">平成〇〇年〇月〇日 性別 女 出生地 〇〇県〇〇市 A123456789</p> </div> <div> <p>表面→現在の氏名、住所が記載されているもの</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（マイナンバーが記載されたもの） 		<p>【次の書類から1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・公的医療保険の資格確認書 ・身体障害者手帳、療育手帳など <p>※「氏名と住所」又は「氏名と生年月日」の記載があるもの</p>

2. 代理人が申告書を提出する場合（郵送の時は写しを同封してください）

本人（申告者）の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
<p>【次の書類から1点】 （いずれかの写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（両面） ・マイナンバーの通知カード（現在の住所、氏名が記載されたもの） ・住民票の写し（マイナンバーが記載されたもの） 	<p>【次の書類から1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、写真付き身分証明書（社員証・学生証など） <p>【次の書類から2点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険の資格確認書、年金手帳、写真なし身分証明書（社員証・学生証など） など ※「氏名と住所」又は「氏名と生年月日」の記載があるもの 	<p>【次の書類から1点】</p> <p><任意代理人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状（原本） <p>※同一世帯の場合、委任状は不要</p> <p><法定代理人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、登記事項証明書など <p><上記書類が用意できない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人しか持ち得ない書類（例：マイナンバーカード、公的医療保険の資格確認書など） ・富士川町、税務署から本人宛に送付した、氏名と住所が印字された申告書、ハガキなど

※控除対象配偶者や扶養親族の分の確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

医療費控除を受けるためには

領収書の提出では医療費控除は受けられません！

「医療費控除の明細書」の添付が必要です！

※医療費の領収書は、申告の際提出は不要ですが、自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められた時は提示又は提出しなければなりません）

※

者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです）

※医療費控除の明細書（様式）は、役場税務課窓口・税務署窓口にもあります。また、国税庁のホームページからも印刷できます。